

平成25年度小松島市重要事業実施に伴う政策等の形成過程説明シート

事務事業名	子ども・子育て支援事業計画策定等事業			整理番号	-
				担当課係	児童福祉課
事業予算費目	款	3	民生費	記入者職・氏名	
	項	3	児童福祉費	内線等	
	目	1	児童福祉総務費	事業区分	臨時事業
	大事業	7	子ども・子育て支援事業計画策定等事業	事業期間	平成 25 年 ~ 年度
事業の実施主体	市（委託・補助事業含む）				
根拠法令等	子ども・子育て支援法				

■事業の概要・全体計画等（政策の発生源、提案に至るまでの理由）

平成24年8月に公布された子ども・子育て関連三法の中で、平成27年度から5年間を計画期間とする「子ども・子育て支援事業計画」の策定が求められており、本計画の基礎資料として保育サービス等のニーズ調査、また計画を策定するにあたり、子ども・子育て支援法に規定する審議会(子ども・子育て会議)を設置し、意見を聴く必要がある。

事業の内容	手段（計画している主な活動の内容、手段、手順）
	子ども・子育て関連三法の関係規定の多くが平成27年度から施行される。本事業は、平成27年度に向けて市が策定しなければならない「子ども・子育て支援事業計画」の基礎資料とするための保育需要等のニーズ調査、また、子ども・子育て支援法に規定される審議会を設置し、意見を聴くこととされている。
事業の目的	効果（事業実施によってどういう状態・結果に結びつけるか） 子ども・子育て支援法第77条に規定される審議会の設置、保育需要等のニーズ調査を実施し、その結果を計画策定の基礎資料とする。

■総合計画との整合性

事業目的が総合計画上の施策に結びついているか？	<input checked="" type="checkbox"/> いる	総合計画上の位置付け	●	重点目標	基本目標	
	<input type="checkbox"/> いない		大項目	2. 「安心」のまちづくり		
			中項目	①その人がその人らしく住める地域社会		
			小項目	5. 地域において安心して出産し、子育てできる環境の整備		
(理由) 第5次総合計画における施策体系項目の「地域において安心して出産し、子育てできる環境の整備」として、様々な子育て支援施策、保育サービスの需要を勘案すると、これらを計画的に拡充・整備する必要があるという観点から、計画上の施策と結びつけている。						

■他の自治体の類似する政策との比較検討

本事業は、子ども・子育て支援法第61条により、市町村は「子ども・子育て支援事業計画」を策定することが義務づけられており、地域の实情に合った計画とするため、それぞれの自治体においてニーズ調査を実施することになっている。

■市民参加の実施の有無とその内容 (有 ・ 無) 〇を入れてください。

事業の対象	対象（誰、何を対象にしているのか）
	就学前児童(保育所児童・幼稚園児・在宅児)及びその保護者 就学児童(小学生(放課後児童クラブ利用者含))及びその保護者 子育てサービス実施主体等
事業の意図	意図（事業の狙いはなにか、対象をどう変えるのか）
	子ども・子育て支援法第61条第1項に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画を策定するにあたり、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制を整備し、子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業の円滑な実施の確保、その他子ども・子育て支援のための施策を総合的に推進するための基礎情報を集約するもの。
事業に対する関係者から要望等意見はどのようなものが寄せられているか	(市民、議会、事業対象者、意識調査等事業関係者からどのような意見・要望があるか)
	子ども・子育て支援事業計画の策定にあたり、保育需要等のニーズ調査を実施し、その結果によりサービス事業(目標)量を設定することになる。
事業を取り巻く状況等は、今後どう変化しますか？	(社会状況、根拠法令、規制緩和、周辺状況等は今後どのように変化していくか)
	子ども・子育て支援事業計画では、平成27年度から5年間を計画期間とすることになるが、算定基礎に影響する出生率の低下や社会情勢の変化や本事業実施後の保育需要も変化していくことが考えられることから、計画策定後にも点検・評価の必要性がある。

■事務事業に係るコスト・財源措置・将来に渡るコスト計算、有効性について

		全体計画	25年度	26年度	27年度	28年度以降	最終年度	
全体コスト	財源内訳	国 県 支 出 金	1,586	1,586				
		地 方 債						
		その他（利用者負担等）						
		一 般 財 源	236	236				
	A 直接事業費（千円）	1,822	1,822	0	0	0	0	
	人件費	正 規 職 員 数	0.01 人	0.01 人	人	人	人	人
		職 員 人 件 費 ①	62	62				
		臨 時 ・ 嘱 託 職 員 数	人	人	人	人	人	人
		臨 時 ・ 嘱 託 職 員 の 賃 金 等 ②						
	B 人件費計（千円）①+②	62	62	0	0	0	0	
A + B	1,884	1,884	0	0	0	0		
有効性について	① この事務事業を行わない場合の影響はありますか？	<input checked="" type="radio"/> ある <input type="radio"/> a ない	理由	子ども・子育て支援法第61条第1項の規定により子ども・子育て支援事業計画の策定が義務づけられている。				
	② 類似事業との整理統合はできないか？	<input checked="" type="radio"/> できない <input type="radio"/> a できる	理由	現在取り組んでいる次世代育成支援後期行動計画の計画期間が平成26年度末までとなっており、子ども・子育て支援事業計画は、現行計画を検証し、平成27年度から5年間を期間とする計画である。				
	③ 成果をさらに向上させる余地はありますか？	<input checked="" type="radio"/> ない <input type="radio"/> a ある	理由	保育需要等のニーズ調査、審議会での審議・調査を経て策定した計画の一定期間経過後の進捗状況、社会情勢等を踏まえながら、必要に応じて内容について検討していくことにより、成果の向上に繋がると考えられる。				
◎改善・効率化・見直しの方向性 ※上記において a を選択した場合、必ず記入してください。								
有効性	①							
	②							
	③							

所属長による総合的なコメント

平成26年度に策定する「子ども・子育て支援事業計画」は、本市が今後取り組むべき子育て支援施策となることから、策定にあたっての基礎資料となる本事業は重要と考える。